

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
に休み、翌日  
に発行)

## 目 次

- ◇ 告 示 保険薬剤師の登録（保険課）  
土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定（農村整備課）
- 木材業者及び製材業者の登録（林務課）
- 木材業者及び製材業者の登録の変更（ 〃 ）
- 木材業者及び製材業者の登録の取消し（ 〃 ）
- 保安林の指定の解除（森林保全課）
- 土地収用法による事業の認定（管理課）
- 開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公 告 平成十年度鳥取県行政書士試験の合格者（総務課）
- ◇ 調達公告 公募型指名競争入札の実施（管理課）

## 告 示

### 鳥取県告示第十二号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険

薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
八橋 亮子	鳥薬一一一四	平成十年十二月二十四日

### 鳥取県告示第十三号

鳥取市が行う土地改良事業（中山間地域総合整備事業東郷地区区画整理）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成十一年一月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第十四号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六條第一項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者を登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八木第6号	平成10年6月29日	八頭郡八東町大字北山74-1	株式会社モリシタ
倉木第3号	平成10年4月8日	倉吉市広瀬942	代表取締役 森下伸一郎 谷口純一
倉木第4号	平成10年6月10日	東伯郡三朝町大字本泉316-4	平生産業有限公司 代表取締役 西田憲史

2 製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名
八製第3号	平成10年5月18日	八頭郡八東町大字才代151-8	田井隆輝
八製第4号	平成10年6月29日	八頭郡八東町大字北山74-1	株式会社モリシタ 代表取締役 森下伸一郎

鳥取県告示第十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七條第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を変更したので、同条第三項において準用する同条例第六條第二項の規定により告示する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
鳥木第27号	平成9年4月1日	鳥取県東部森林組合 組合長理事 平井基義	代表者名 の 変 更	鳥取県東部森林組合 組合長理事 平井基義	鳥取県東部森林組合 代表理事組合長 石谷賢二	平成10年 5月25日
鳥木第35号	平成9年4月1日	鳥取県森林組合連合会 会長理事 生田泰治	代表者名 の 変 更	鳥取県森林組合連合会 会長理事 生田泰治	鳥取県森林組合連合会 代表理事組合長 山根英明	平成10年 8月31日
八木第12号	平成9年4月1日	石谷林業株式会社 智頭支店支店長 河村博	代表者名 の 変 更	石谷林業株式会社 智頭支店支店長 河村博	石谷林業株式会社 智頭支店支店長 赤堀俊朗	平成10年 5月25日
米木第20号	平成9年4月1日	北洋産業株式会社 代表取締役 松本豊	会社名、 代表者名 及び所在 地の変更	北洋産業株式会社 代表取締役 松本豊 境港市外江町 3705番地	株式会社ホクソー 代表取締役 米田幸久 境港市外江町 3725番地	平成10年 12月10日

2 製材業者

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び代表者の氏名	変更事項	変更前	変更後	登録変更年月日
鳥 製 第15号	平成9年 4月1日	鳥取県東部森林組合 組合長理事 平井基義	代表者名 の 変 更	鳥取県東部森林組合 組合長理事 平井基義	鳥取県東部森林組合 代表理事組合長 石谷賢二	平成10年 5月25日
米 製 第17号	平成9年 4月1日	北洋産業株式会社 代表取締役 松本豊	会社名、 代表者名 及び所在 地の変更	北洋産業株式会社 代表取締役 松本豊 境港市外江町 3705	株式会社ホクソー 代表取締役 米田幸久 境港市外江町 3725	平成10年 12月10日

鳥取県告示第十六号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第七條第二項の規定に基づき、次のとおり木材業者及び製材業者の登録を取り消したので、同条第三項において準用する同条例第六條第二項の規定により告示する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 木材業者

登録番号	登録年月日	所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	登録取消年月日
鳥 木 第24号	平成9年4月1日	鳥取市津ノ井296-8	有限会社佐々木材店 代表取締役 佐々木敦子	平成10年7月21日

2 製材業者

登録番号	登録年月日	所在地	氏名又は名称及び代表者の氏名	登録取消年月日
鳥 製 第12号	平成9年4月1日	鳥取市津ノ井296-8	有限会社佐々木材店 代表取締役 佐々木敦子	平成10年7月21日

鳥取県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六條第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字ナハナミ六三九の三二・大字園字浜山二三二・二三三二の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指名された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県告示第十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定を

したので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

農業集落排水事業高橋地区処理施設建設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町高橋字和田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

西伯郡中山町赤坂六六

中山町役場

**鳥取県告示第十九号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成十一年一月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成十年十月六日 鳥取県指令倉土維十第四号

二 工区（第一工区）に含まれる地域の名称

倉吉市西倉吉町字鴨川

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

倉吉市西町二七一五

田中住研

代表者 田中 俱久

**選挙管理委員会告示**

**鳥取県選挙管理委員会告示第一号**

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

平成十一年一月十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

一の表の医療法人専仁会信生病院の項中「**倉吉市明治町一〇二七**」を「**倉吉市清谷一丁目一八六**」に改め、同表の岩美町国民健康保険岩美病院の項の次に次のように加える。

老人保健施設すこやか **八頭郡郡家町大字宮谷一三三**

公 告

平成10年10月25日に実施した平成10年度鳥取県行政書士試験に合格した者は、次のとおりである。

平成11年1月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新田 哲生 瀧山 博文  
 山田 時好 小田 由香  
 山村 祐里枝

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成11年1月12日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 工事の概要
- (1) 工 事 名 県立米子高等学校実習棟新築等工事
  - (2) 工事場所 米子市橋本30-1
  - (3) 工事内容

ア 本件工事は、県立米子高等学校の実習棟及び渡り廊下棟の建築を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の電気設備工事及び機械設備工事と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の詳細

ア 実習棟 鉄筋コンクリート造3階建

建築面積 916.25㎡

延べ床面積 2,409.28㎡

イ 渡り廊下棟 鉄骨造2階建

建築面積 101.10㎡

延べ床面積 63.19㎡

(5) 工期 平成11年2月から平成12年3月20日まで

2 技術資料の提出ができる者

技術資料の提出ができる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 県内に本店を有する者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第6項に規定する特定建設業(建築一式工事)の許可を受けていること。

(4) 平成9年1月鳥取県告示第35号(建設工事の指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)に基づく入札資格のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

(5) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査(審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。)の結果における建築一式工事の総合部点が900点以上であること。

(6) 平成11年1月12日(火)から同年2月26日(金)までの間のいずれの日において、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受

<p>けていないこと。</p> <p>(7) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。</p> <p>(8) 平成元年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している鉄筋コンクリート造で延べ床面積が1,000㎡以上の建物の建築工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、出資比率が20%以上のものに限る。</p> <p>(9) 次に掲げる基準を満たす監理技術社を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 平成元年度以降に、同種工事に従事した経験を有する者であること。</p> <p>イ 建築一式工事について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。</p> <p>ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第4条の規定による一級建築士の資格を有する者又は建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3に規定する建築施工管理（一級）の検定の合格証明書の交付を受けている者であること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間及び時間</p> <p>平成11年1月12日（火）から同月25日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所</p> <p>鳥取市東町一丁目220</p> <p>鳥取県土木部管理課建設業係（鳥取県庁本庁舎5階）</p> <p>(2) 技術資料の提出</p> <p>本件入札に参加を希望する者は、技術資料作成要領に基づき作成した技術資料を次により提出するものとする。</p>	<p>ア 提出期間及び時間</p> <p>(1)のイに同じ。</p> <p>イ 提出場所</p> <p>(1)のイに同じ。</p> <p>ウ 提出方法</p> <p>持参すること。</p> <p>(3) 技術資料の審査</p> <p>提出された技術資料を基に、建設業者指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）とする。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料の提出があっても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された資料は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p>
--	--